

4 その他

(1) 確定拠出年金について、個人拠出（マッチング拠出）を導入するとともに、拠出限度額が引上げられます。★

(2) 生命保険料控除における新たな控除枠として、介護医療保険料控除が平成22年度税制改正において創設され、平成24年分から実施されます。★

(3) 一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税の全部又は一部が時間的に減免されます。★★

(4) 電子申告に係る所得税額の特別控除制度の適用期限が2年間延長されます。★

5 経済危機対策で拡充される税制措置

最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から補正予算により、経済危機対策として、追加で次に掲げる項目の改正が行なわれる見込みです。

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度★★★

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、その年1月1日において20歳以上である者が、自己の居住の用に供する一定の家屋の新築若しくは取得又は自己の居住の用に供する家屋の一定の増改築（これらとともに供されるこれらの家屋の敷地の用に供されている土地又は土

地の上に存する権利の取得を含む。）のための資金をその直系尊属からの贈与により取得した場合には、当該期間を通じて5百万円まで贈与税を非課税とする制度が創設されます。
 なお、この非課税制度は暦年課税又は相続時精算課税制度の非課税枠にあわせて適用できません。暦年課税を選択した場合に、現行の基礎控除110万円と併せた610万円までの贈与税が非課税とされます。また、相続時精算課税制度を選択した場合には、住宅取得等資金の特例により3、500万円と併せた4、000万円までの贈与税が非課税となります。（ただし、相続発生時に3、500万円までの金額が相続財産に加算されます。）



現 行

改正案
平成21～22年

